

北海道森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年1月17日)

| | | | | |
|----------|------|---|--|------|
| 開催日及び場所 | | 平成29年12月22日(金曜日) 第2会議室 | | |
| 委員 | | 寺田昌人(寺田公認会計士事務所) 野口幹夫(中島・野口法律事務所) 大滝裕子(大滝裕子税理士・行政書士事務所) | | |
| 審議対象期間 | | 平成29年7月1日～平成29年9月30日 | | |
| 審議対象案件 | | 213件うち、1者応札案件80件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 | | |
| 抽出案件 | | 16件うち、1者応札案件7件 (抽出率7.5%) (抽出率8.8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%) | | |
| 抽出案件内訳 | 工事 | 一般競争 | 4件うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | |
| | | 指名競争 | 公募型指名競争 | 該当なし |
| | | | 工事希望型競争 | 該当なし |
| | | | その他の指名競争 | 該当なし |
| | 随意契約 | 0件 | | |
| 業務 | 一般競争 | 3件うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 | | |
| | 指名競争 | 公募型競争 | 該当なし | |
| | | 簡易公募型競争 | 該当なし | |
| | | その他の指名競争 | 該当なし | |
| | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 該当なし | |
| | | 簡易公募型プロポーザル | 該当なし | |
| | | 標準型プロポーザル | 該当なし | |
| その他の随意契約 | | 1件 | | |

| | | |
|---|--|--|
| 物品・ 役務等 | 一 般 競 争 | 8件 うち、1者応札案件 5件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | 指 名 競 争 | 該当なし |
| | 随意契約（企画競争・公募） | 該当なし |
| | 随意契約（その他） | 0件 |
| (特記事項) | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する 回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 1 指名停止一覧表について、指名停止理由として、「罰金刑の略式命令を受けたため」とあるが、刑事罰とは別の基準もあるのか。 | 1 指名停止については、いろいろなケースがあるが、これら基本は指名停止の措置基準により判断をしている。今回は刑事罰の確定により関連する省庁等が指名停止を行ったものである。 |
| | 2 競争参加資格について、各事業ごとに競争参加資格を決める基準があるのか。 入札資格審査委員会はその時点でどのような審査を行うのか。 | 2 各事業等によって林野庁で定める標準例を基に作成している。 入札資格審査委員会は、事業者から提出のあった「競争参加資格確認申請書」に対し、競争参加資格の条件を満たしているかを入札の前に審査するものである。 |
| 3 D1とD2の生産事業について、競争参加資格で記載内容の違いは何か。(D2の事業には造林の実績が含まれている。) | 3 D2は素材生産事業と造林事業の一括発注であり、素材生産で伐採した跡地に地拵等の造林を行う事業内容となっている。 一方、D1は素材生産事業単独の発注である。 | |
| 委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置] | 今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。 | |

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

| | | | | |
|----------------------|---|----|------|------|
| 開催日及び場所 | 平成29年12月22日（金曜日） 第2会議室 | | | |
| 委員 | 寺田昌人（寺田公認会計士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所） 大滝裕子（大滝裕子税理士・行政書士事務所） | | | |
| 再苦情申立概要 | 申立日 | 件名 | 契約方式 | 契約月日 |
| | 該当なし | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | | 回答 | |
| | | | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | | | |